

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間リバーサイド・ショッピングセンター

埼玉県入間市春日町一丁目八百二十四―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音振動関係の規制基準を遵守してください。
- (2) 住宅地に隣接しているため、駐車場の騒音対策やヘッドライト等の光対策など、十分な環境対策を講じてください。
- (3) 事業活動（飲食店、事務所等）に伴って出る一般廃棄物は市で収集しないことから、入間市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、総合クリーンセンターに直接搬入してください。
- (4) 防犯に関する市・地域の取り組みに協力をお願いします。
- (5) 登下校時の児童生徒の安全確保について、万全な対応をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年六月二十八日から平成二十八年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター